

告示

埼玉県告示第二百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和三年三月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）フォルテ上之

埼玉県熊谷市上之字町田二千百三十八番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

(1) 交通問題について

ア 説明資料NO1から4（既存）の出入口については一方通行の説明であり、安全に配慮された良い方法だと思いますが、お客様への周知はどのようにするのでしょうか。

イ 現状は、お客様は好きな方向から入って好きな方向から出ています。特にNO3の出入り口は、事故処理と思われる警察官を何回も見ました。警察と十分に協議して交通安全に配慮願います。

(2) 雨水対策（内水浸水対策）について

ア 畑が舗装になり浸透していた雨水は下流に流れると思います。下流側に内水浸水履歴の場所があります（熊谷市防災ハザードマップ・エリア5）。雨が降ると道路が冠水しています。影響はないですか。

二 縦覧期間

令和三年三月九日から令和三年四月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター